

松戸市・ホワイトホース市姉妹都市交流 55 周年記念事業

松戸市青少年姉妹都市等派遣事業（ホワイトホース市）に係る

プロポーザル実施要領

松戸市青少年姉妹都市等派遣事業について公募型プロポーザル方式の業者選定を実施するにあたり、必要となる事項及び手続き等について実施要領を定める。

1 事業概要

- (1)事業名称 松戸市青少年姉妹都市等派遣事業（ホワイトホース市）
- (2)事業目的 本市と姉妹都市提携を結んでいるオーストラリアビクトリア州ホワイトホース市へ中高生を派遣し、両市相互の交流を促進するとともに、ホームステイなどを通じて国際理解を深め、国際性豊かな青少年を育成するために実施する。
- (3)実施期間 令和9年2月8日（月）から2月16日（火）まで
- (4)派遣人数 中学生から高校生までの生徒10名及び引率者2名
- (5)派遣場所 オーストラリアビクトリア州ホワイトホース市
- (6)派遣先校 クーナン セカンダリー カレッジ（Koonung Secondary College）
所在地:68 Box Hill Crescent, Mont Albert North, Melbourne, Victoria 3129, Australia
- (7)事業担当 公益財団法人松戸市国際交流協会
共催：松戸市文化スポーツ部国際推進課

2 事業内容の詳細

「令和8年度松戸市青少年姉妹都市等派遣事業（ホワイトホース市）仕様書」のとおり

3 プロポーザル方式により受託候補者を決定する理由

価格のみの競争では目的の効果を高める業者の選定が難しいことから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受けて選定する必要があるため

4 提案限度額

総額 7,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内

内訳書記載内容： 生徒1名当たり単価金額×10名

引率者 1 名当たり単価金額 × 2 名

保険料は、仕様書記載の保険の金額とする。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約内容の規模を示すためのものであることに留意してください。

5 参加資格

参加資格は次に掲げるとおりとし、提出された書類に虚偽があった場合は参加を取り消します。

- (1)松戸市の入札参加資格の指名停止を受けていないこと
- (2)公租公課を滞納していないこと
- (3)会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (4)民事更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (5)団体旅行等の知識及び経験を有し、旅行先での事故、トラブルに対しサポートが可能であること
- (6)当該事業の内容及び特性を理解したうえで、業務について提案できること
- (7)過去 5 年以内に官公庁、地方自治体又は国際交流団体等との事業実績があること
- (8)反社会的勢力又は反社会的勢力の構成員の統制下にある団体ではないこと

6 仕様書配布・説明

(1)募集開始

令和 8 年 9 月 8 日（火）より当協会のホームページにて

(2)資料配布

期 間：令和 8 年 9 月 8 日（火）より 9 月 14 日（月）まで

配布方法：①当協会事務所

〒271-0092 千葉県松戸市松戸 1307-1 松戸ビルディング 4 階

公益財団法人松戸市国際交流協会

Tel.047-711-9511

②当協会のホームページよりダウンロード

③郵送（郵送を希望される場合には、当協会までご連絡ください。）

(3)募集資料

①松戸市青少年姉妹都市等派遣事業〈ホワイトホース市〉に係るプロポーザル実施要領

②令和８年度松戸市青少年姉妹都市等派遣事業（ホワイトホース市）仕様書

③プロポーザル参加申込書（ホワイトホース市） 【様式１】

④官公庁、他自治体または国際交流団体等との事業実績報告書 【様式２】

⑤辞退届出書（ホワイトホース市） 【様式３】

7 参加手続

本事業のプロポーザルに参加を希望する場合には、下記により参加申込書を提出してください。また、参加申込後に辞退する場合には辞退届出書を提出してください。

(1)提出書類 参加希望の場合：プロポーザル参加申込書 【様式１】

参加辞退の場合：辞退届出書 【様式３】

(2)提出先 〒271-0092 千葉県松戸市松戸 1307-1 松戸ビルヂング 4 階

公益財団法人松戸市国際交流協会

(3)申込期限 令和８年９月１８日（金）

※辞退届出書については、事案発生後速やかに

8 質問等

(1)受付期限 令和８年９月２８日（月） 正午まで

(2)質問方法 E-mail にて「松戸市青少年姉妹都市等派遣事業についての質問」と標記し、松戸市国際交流協会あてに送付すること《E-mail:office@miea.or.jp》

(3)回答 令和８年１０月２日（金）までに、全参加希望者の担当者様宛 E-mail にて送付します

9 書類提出日時及び場所

(1)提出日時 令和８年１０月１９日（月） 午後２時厳守

(2)提出場所 〒271-0092 千葉県松戸市松戸 1307-1 松戸ビルヂング 4 階

公益財団法人松戸市国際交流協会

(3)提出書類及び部数

提出書類	書 式	部 数
見積書及び内訳	任意様式	8 部

	※押印すること	(原本１部・写し７部)
提案書	任意様式（A4）	８部
官公庁、他自治体または国際交流団体等との事業実績報告書	様式２	８部
会社概要	任意様式 (会社案内も可)	８部

【注意事項】 ①上記の提出書類を紙媒体で提出してください。

②専門用語や略語等を使用する場合には、注釈等を作成し、わかりやすい表現とすること。

１０ プロポーザル実施日

(1)実施日時 令和８年１０月２６日（月）

プロポーザル実施時間については、書類提出時に抽選の上決定いたします。

(2)実施場所 〒271-0092 千葉県松戸市松戸 1307-1 松戸ビルヂング 4 階

公益財団法人松戸市国際交流協会

(3)選考方法

①プロポーザルの審査は、「松戸市青少年姉妹都市等派遣事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行います。選定委員会は提出書類及びプレゼンテーション内容を踏まえ、「松戸市青少年姉妹都市等派遣事業評価基準表（非公開）」に基づき審査します。

②プレゼンテーションは１案件につき２０分以内とします。

③プレゼンテーション終了後に選定委員によるヒアリングを行います。

(4)選考結果

令和８年１０月３０日（金）に参加事業者に対して、参加申込書【様式１】に記載された担当者の電子メール宛通知します。その選考結果は松戸市国際交流協会のホームページにて公表します。また、選考結果通知に記載した内容以外のお問合せには回答いたしません。

選考委員会が選定した最上位者を当該事業に係る第１優先順位の交渉相手とします。但し、選定後に提案内容等に不備が判明した場合及び第１優先順位者が辞退した場合には次席者を相手方として契約の交渉を行います。

(5)採点基準

プレゼンテーションについては、主に次の基準により選考します。

評価基準	評価項目
企画内容	企画内容等
コスト	価格
その他	取組意欲、実現妥当性、緊急時の対応、安全性等

1.1 スケジュール（再掲）

資料配布期間	令和8年9月8日（火）～14日（月）
参加申込書提出期限	令和8年9月18日（金）
質問受付期限	令和8年9月28日（月）正午
質問に対する回答	令和8年10月2日（金）
書類提出及び発表順位抽選	令和8年10月19日（月）午後2時
プロポーザル審査	令和8年10月26日（月）
選考結果通知	令和8年10月30日（金）

※日程等については、変更となる場合があります。

1.2 契約

契約内容については、契約締結時に協議をして定めます。

1.3 その他の留意事項

- (1)業者選定までの間に生じた費用については、参加者の負担となります。
- (2)提出していただきました書類等は、その目的以外に使用することはありません。
- (3)提出していただきました書類等は、返却いたしません。
- (4)本事業で得た成果品につきましては、著作権を含めてすべて委託者である公益財団法人松戸市国際交流協会に帰属します。